

介護老人保健施設「サンプラザ米沢」利用料金表

1. 介護保険一部負担額(基本型)

令和元年10月1日現在

		税区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス 利用者負担額	非課税	多床室	日 額	775	823	884	935	989
			月額(30日)	23,250	24,690	26,520	28,050	29,670
		個 室	日 額	701	746	808	860	911
			月額(30日)	21,030	22,380	24,240	25,800	27,330

費 目		税区分	日 額	内 容		
基本 加算	夜勤職員配置加算	非課税	24円	夜勤職員配置により加算		
	栄養ケアマネジメント加算	〃	14円	栄養計画を作成し栄養状態を管理した場合		
	口腔衛生管理体制加算	〃	30円/月	歯科衛生士が口腔ケアに係る助言等を行っている場合		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	〃	34円	在宅復帰・在宅療養支援指標が一定の基準を満たした場合		
	褥瘡マネジメント加算(3月に1回)	〃	10円/月	褥瘡発生のリスク評価を実施し、褥瘡ケア計画を立て管理を行った場合		
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ	〃	18円	介護福祉士を6割以上配置しているため加算		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	〃	3.9%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算		
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	〃	2.1%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算		
	初期加算	非課税	30円	入所後30日以内加算		
対象者のみの 加算	外泊時費用	〃	362円	1ヶ月に7泊8日を限度とし、外泊初日と最終日を除く		
	外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	〃	800円	上記のことに加えて、外泊中に在宅サービスを利用した場合		
	認知症ケア加算	〃	76円	認知症専門棟利用者のみ加算		
	短期集中リハビリ実施加算	〃	240円	短期集中的に個別リハビリテーションを行った場合		
	認知症短期集中リハビリ実施加算	〃	240円	短期集中的に認知症のかたにリハビリテーションを行った場合		
	若年性認知症利用者受入加算	〃	120円	左記の方の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合		
	ターミナルケア加算	〃	1,650円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合	お亡くなりになった日	
			820円		2～3日	
			160円		4～30日	
	排せつ支援加算	〃	100円/月	排泄自立に向けた支援計画を立て実施した場合		
	入所前後訪問指導加算Ⅰ	〃	450円/回	退所に向けた施設サービス計画の策定等を行った場合		
	入所前後訪問指導加算Ⅱ	〃	480円/回	上記計画に加え、生活機能の改善目標等を策定した場合		
	試行的退所時指導加算	〃	400円	退所又は試行的退所時、退所後の療養上の指導を実施した場合		
	退所時情報提供加算	〃	500円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合		
	退所前連携加算	〃	500円	希望する居宅介護支援事業者に対して情報提供を行った場合		
	訪問看護指示加算	〃	400円	退所後利用する指定訪問看護事業者に対し、訪問看護指示書を交付した場合		
	低栄養リスク改善加算	〃	300円/月	低栄養状態改善のための計画を立て、実施した場合		
	経口移行加算	〃	28円	経口摂取を進める為に特別な管理が必要な場合		
	経口維持加算Ⅰ	〃	400円/月	経口維持の支援を行った場合		
	経口維持加算Ⅱ	〃	100円/月	上記支援に、医師等が加わった場合		
	再入所時栄養連携加算	〃	400円/回	施設入所時とは大きく異なる栄養管理(経管栄養等)が必要になった場合		
	口腔衛生管理加算	〃	90円/月	歯科衛生士が口腔ケアを行った場合		
	療養食加算	〃	6円/食	医師の食事箋による食事の提供(糖尿食、貧血食等)		
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	〃	125円/日	多剤投薬状況をかかりつけ医と協力し、減薬に至り退所した場合		
	緊急時治療管理	〃	518円	緊急医療行為を行った場合		
	緊急時施設療養費特定治療	〃	診療報酬の1割	特定の治療を行った場合(医科診療報酬の1割負担)		
	所定疾患施設療養費	〃	239円	肺炎・尿路感染症・带状疱疹について、投薬・検査等を行った場合		
所定疾患施設療養費Ⅱ	〃	480円	上記の診療を行った医師が感染対策に関する研修を受けていること			
認知症専門ケアⅠ	〃	3円/日	日常生活自立度Ⅲ以上が入所者総数の半数以上で、かつ認知症介護実践リーダー研修終了者を配置している場合			
認知症専門ケアⅡ	〃	4円/日	同上のことに加え、認知症介護実践指導者研修終了者を配置し、定期的に認知症ケアに関する研修を実施している場合			
認知症行動・心理症状緊急対応加算	〃	200円	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合			
認知症情報提供加算	〃	350円/回	認知症の確定診断のため、病院に紹介した場合			
身体拘束廃止未実施減算	〃	10%/日減算	身体拘束の廃止に向け適正な対応を行わなかった場合			
地域連携診療計画情報提供加算	〃	300円/回	計画管理病院から退院した方の受入れを行った場合			

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

2. 居住費・食費

		税区分		基準費用	第1段階	第2段階	第3段階
居住費負担額	非課税	多床室	日 額	377	0	370	370
		個 室	日 額	1,342	490	490	1,310
食費負担額	非課税		日 額	1,500	300	390	650
居住費+食費負担額	非課税	多床室	月額(30日)	56,310	9,000	22,800	30,600
		個 室	月額(30日)	85,260	23,700	26,400	58,800

◇料金表注記◇

介護老人保健施設(サンプラザ米沢・サンファミリア米沢)及び特別養護老人ホームサンファミリア米沢の料金表に「第1段階」「第2段階」「第3段階」「第4段階」の表示があります。この件についてご説明いたします。

1. 負担額の設定及び対象基準

上記の施設を利用する場合、施設を利用する方(利用者)と施設との間の契約により、食費・居住(滞在)費の全額を利用者が負担することになっています。ただし、利用者が市町村民税世帯非課税等の低所得者である場合には、食費・居住(滞在)費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られます。それが、第1段階～第4段階まで定められた制度となっています。

国が定めた食費・居住(滞在)費の基準額(基準費用額)と負担限度額との差額は、介護保険から施設に支払われます。

ここでの、「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税など、下表の利用者負担第1・第2・第3段階のいずれかに該当する方をいいます。利用者負担第4段階の方は「低所得者」にはならず、食費・居住(滞在)費の全額を負担して頂くことになります。

利用者負担	対象となる人(次のいずれかに該当する場合です。)
第1段階	①市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③境界層該当者
第2段階	①市町村民税世帯非課税であって、[合計所得金額+課税年金収入額]の年額が80万円以下である人 ②境界層該当者
第3段階	①市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階に該当しない人 ②境界層該当者 ③市町村民税課税世帯の特別減額措置が適用される人
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない人 (市町村民税本人非課税、本人課税等)

※市町村民税世帯非課税:世帯主及びすべての世帯員が市町村民税非課税者、または市町村の条例による市町村民税免除者の方をいいます。

※境界層該当者:本来適用すべき食費・居住(滞在)費・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる人のことをいいます。

2. 適用申請

- ①利用者は、居住地の市町村に適用申請を行います。
- ②市町村は、申請を受け第1～第4段階のいずれに該当するか確認します。
- ③市町村は、第1～第3段階該当した方に対し、負担限度額認定証を交付します。
- ④利用者は、負担額認定証を施設に提示し、負担額の減免を受けます。

3. その他の減免制度

介護老人保健施設(サンプラザ米沢・サンファミリア米沢)をご利用される方を対象とした減免制度が上記制度とは別に設けられております。

申請手続きは、施設直接となっていますので、ご利用施設の支援相談員に気軽にお問合せ下さい。